

令和 6 年度 決算に基づく  
金沢市財政健全化判断比率等  
審　　査　　意　　見　　書

金　沢　市　監　査　委　員



監査 第 62 号  
令和 7 年 8 月 29 日  
(2025年)

金沢市長 村山 卓 様

金沢市監査委員 加藤 弘 行

金沢市監査委員 中村 哲郎

金沢市監査委員 高村 佳伸

金沢市監査委員 森 一敏

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率  
及び資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項  
及び第22条第1項の規定により審査に付された令和 6 年度決算に基づく健全化判断  
比率及び公営企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載  
した書類を金沢市監査基準（令和 2 年監査公表第 3 号）に準拠し、審査したので、  
別添のとおりその意見を提出します。



# **令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見**

## **第1 審査の種類**

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定による審査

## **第2 審査の対象**

### (1) 健全化判断比率

- ア 実質赤字比率
- イ 連結実質赤字比率
- ウ 実質公債費比率
- エ 将来負担比率

### (2) 各公営企業の資金不足比率

#### ア 地方公営企業法適用企業

水道事業、工業用水道事業、病院事業、中央卸売市場事業、下水道事業、公設花き地方卸売市場事業

#### イ 地方公営企業法非適用企業

市街地再開発事業費、住宅団地建設事業費

### (3) 上記(1)(2)の算定の基礎となる事項を記載した書類

## **第3 審査の着眼点**

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点の「健全化判断比率等審査の着眼点」に基づき、次の項目を主眼として審査を実施する。

- (1) 比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているか。
- (2) 比率の算定は適正に行われているか。

## **第4 審査の期間**

令和7年7月23日から同年8月21日まで

## **第5 審査の実施内容**

審査にあたっては、市長から送付された健全化判断比率及び各公営企業の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係書類との照合確認を行うとともに、必要に応じて、関係職員からの説明を聴取するなどの方法により実施した。

## **第6 審査の実施場所**

監査事務局内及び関係部局

## 第7 審査の結果

審査に付された令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令の規定に沿って適正に作成されているものと認められた。

各比率については、次のとおりである。

### 1 健全化判断比率

(単位：%)

健全化判断比率	令和6年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	16.25	30.00
実質公債費比率	3.4	25.0	35.0
将来負担比率	20.7	350.0	

#### (1) 実質赤字比率

一般会計等の令和6年度決算収支において実質赤字額は生じていない。

#### (2) 連結実質赤字比率

全会計の令和6年度決算収支において連結実質赤字額は生じていない。

#### (3) 実質公債費比率

令和4年度から令和6年度までの実質公債費比率の平均は3.4%であり、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っている。

#### (4) 将来負担比率

令和6年度末における将来負担比率は20.7%であり、早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを下回っている。

## 2 資金不足比率

(単位：%)

特 別 会 計 の 名 称	令和6年度	経営健全化基準
市街地再開発事業費特別会計	—	20.0
住宅団地建設事業費特別会計	—	
水道事業特別会計	—	
工業用水道事業特別会計	—	
病院事業特別会計	—	
中央卸売市場事業特別会計	—	
下水道事業特別会計	—	
公設花き地方卸売市場事業特別会計	—	

※ 資金不足がない場合は「—」と表記した。

### (1) 資金不足比率

市街地再開発事業費特別会計以下8の公営企業会計にあっては、令和6年度決算において資金の不足額は生じていない。

## 3まとめ（審査意見）

健全化判断比率及び資金不足比率については、財政の早期健全化及び公営企業の経営健全化の対象となる基準を下回っており、良好な状態であると認められる。引き続き、財政及び経営の健全性確保により一層努められたい。

(審査資料)

1 健全化判断比率等の対象会計等

健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計等は、次のとおりである。

区分・会計名等			健全化判断比率等の対象						
一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連 結 実 質 公 債 費 比 率	将来負担比率				
	一般会計等に属する特別会計								
公 営	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計		市 営 地 方 競 馬 事 業 費 駐 車 場 事 業 費 国 民 健 康 保 險 費 後 期 高 齢 者 医 療 費 介 護 保 險 費	連 結 実 質 公 債 費 比 率	実質赤字比率				
事 業 会 計	公 営 企 業 に 係 る 会 計 (地公企法を適用する事業又は地財令第46条の事業)	法 適 用	水 道 事 業 工 業 用 水 道 事 業 病 院 事 業 中 央 卸 売 市 場 事 業 下 水 道 事 業 公 設 花 き 地 方 卸 売 市 場 事 業	将 来 負 担 比 率	資 金 不 足 比 率				
	公 営 企 業 会 計 (法非適用)	法 非 適 用	市 街 地 再 開 発 事 業 費 住 宅 団 地 建 設 事 業 費	将 来 負 担 比 率	資 金 不 足 比 率				
一部事務組合、広域連合			石川県市町村消防賞じゅつ金組合 石川県後期高齢者医療広域連合						
地方公社、第三セクター等			(一財)石川県県民ふれあい公社 石川県電気工事工業組合 (同)北陸グリーンボンド1号事業 金沢市道路公園灯メンテナンス(同) 金沢市設備管理(同)						

(注) 1 地公企法は地方公営企業法、地財令は地方財政法施行令をいう。また、法適用とは地方公営企業法を全部又は一部適用する公営企業であり、法非適用とは法適用以外の公営企業をいう(以下同じ)。

2 資金不足比率については、公営企業会計ごとに算定される。

## 2 健全化判断比率

### (1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、財政収支のフローフェースからその年の決算により生じた実質赤字額が標準的な一般財源規模のどの程度の割合になるかを示す指標である。

この比率が一定基準(早期健全化基準：11.25%、財政再生基準：20.00%)以上となった場合は、基準に応じて財政健全化を図るための具体的な計画(財政健全化計画又は財政再生計画)の策定及び実施が義務づけられている。

#### ア 実質赤字比率の算定方法

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額(A)}}{\text{標準財政規模(B)}}$$

- (注) 1 一般会計等の実質赤字額は、一般会計及び特別会計のうち普通会計(一般会計に準ずる会計)に相当する会計における実質赤字の額である。  
2 標準財政規模とは、標準的な状態のとき通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を示すものであり、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加えたものである(以下同じ)。

#### イ 各年度決算における実質赤字比率

(単位：%)

区分	6年度	5年度	判断基準	
			早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	-	11.25	20.00

本年度決算における実質赤字比率は、前年度と同じく一般会計等の実質収支が黒字となっていることから生じておらず、財政健全化計画の策定等が求められる判断基準を下回っている。

なお、実質赤字比率の算定内訳は、次のとおりである。

(単位：千円・%・ポイント)

区分	6年度	5年度	増減	
			金額等	比率
一般会計等の実質収支額(A)	5,093,789	4,219,621	874,168	20.7
一般会計	5,081,620	4,203,565	878,055	20.9
公共用地先行取得事業費	0	0	0	-
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	12,169	16,056	△ 3,887	△ 24.2
標準財政規模(B)	108,543,575	106,112,588	2,430,987	2.3
実質赤字比率 (A) / (B) × 100	- (-4.69)	- (-3.97)	- (-0.72)	- -

(注) 実質収支額が黒字の場合は金額をプラス表示し、赤字の場合は実質赤字額として△表示している。

## (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は全会計における実質赤字額(公営企業にあっては資金不足額)の標準財政規模に対する比率であり、財政収支のフロ一面からその年の決算により生じた実質赤字額が標準的な一般財源規模のどの程度の割合になるかを示す指標である。

この比率が一定基準(早期健全化基準：16.25%、財政再生基準：30.00%)以上となつた場合は、実質赤字比率の場合と同じく財政健全化計画の策定等が義務づけられている。

### ア 連結実質赤字比率の算定方法

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額(A)}}{\text{標準財政規模(B)}}$$

(注) 連結実質赤字額は、一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計の実質収支額と公営企業の特別会計の資金の不足額・剩余额の合計がマイナスとなつた場合の額である。

### イ 各年度決算における連結実質赤字比率

(単位：%)

区分	6年度	5年度	判断基準	
			早期健全化基準	財政再生基準
連結実質赤字比率	-	-	16.25	30.00

本年度決算における連結実質赤字比率は、前年度と同じく対象会計全体の財政収支が黒字となっていることから生じておらず、財政健全化計画の策定等が求められる判断基準を下回っている。

なお、連結実質赤字比率の算定内訳は、次のとおりである。

(単位:千円・%・ポイント)

区分		6年度	5年度	増減	
				金額等	比率
連結 実質 収支額等 (A)		20,717,322	28,104,493	△ 7,387,171	△ 26.3
一般会計等に属する特別会計	一般会計	5,081,620	4,203,565	878,055	20.9
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	0	0	0	-
	市営地方競馬事業費	12,169	16,056	△ 3,887	△ 24.2
	駐車場事業費	143,085	65,633	77,452	118.0
	国民健康保険費	286,748	232,846	53,902	23.1
	後期高齢者医療費	33,927	32,397	1,530	4.7
	介護保険費	605,056	666,678	△ 61,622	△ 9.2
	水道事業	6,463,236	6,261,579	201,657	3.2
	工業用 水道事業	188,202	195,329	△ 7,127	△ 3.6
	病院事業	2,894,851	5,851,702	△ 2,956,851	△ 50.5
公営企業に係る会計の資金不足額・剰余額	中央卸売市場事業	1,714,373	1,703,921	10,452	0.6
	下水道事業	2,717,771	2,708,183	9,588	0.4
	公設花き地方卸売市場事業	332,722	332,665	57	0.0
	市街地再開発事業費	197,186	142,639	54,547	38.2
	工業団地造成事業費	-	5,481,558	△ 5,481,558	△ 100.0
	住宅団地建設事業費	46,376	209,742	△ 163,366	△ 77.9
標準財政規模 (B)		108,543,575	106,112,588	2,430,987	2.3
連結 実質 赤字比率		-	-	-	-
	(A) / (B) × 100	(-19.08)	(-26.48)	(7.40)	-

- (注) 1 実質収支額が黒字又は資金剰余額が生じている場合は金額をプラス表示し、実質収支額が赤字又は資金不足額が生じている場合は金額を△表示している。  
 2 資金不足額・剰余額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成19年政令第397号)等により、法適用公営企業にあっては流動資産の額と流動負債(企業債等を除く)の額を基礎として、法非適用公営企業にあっては歳入歳出決算額に地方債残高や将来の土地収入見込額等を基礎として算定される。

### (3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、市債元利償還費(繰上償還など臨時的なものを除く)と公営企業債償還費に対する一般会計繰入金など公債費に準ずる経費に充てた一般財源が標準財政規模に占める割合から、実質的な公債費の財政負担状況を示す比率である。

この比率が一定基準(早期健全化基準: 25.0%、財政再生基準: 35.0%)以上となつた場合は、基準に応じて財政健全化計画の策定等が義務づけられている。また、18.0%以上になると地方債許可団体に移行するとされている。

## ア 実質公債費比率の算定方法

実質公債費比率 =

$$\frac{\text{地方債の元利償還金(A) + 準元利償還金(B) - 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源(C)}}{\text{標準財政規模(E)}}$$

$$- \frac{\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)}}{\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)}} \times 100 \text{ の } 3 \text{か年の平均値}$$

(注) 1 地方債の元利償還金は繰上償還などの臨時的なものを除いており、準元利償還金は一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの等をいう。また、それらに充てられる特定財源には都市計画税が含まれる。

2 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は、普通交付税算定において基準財政需要額に算入された額である。

## イ 各年度決算における実質公債費比率

(単位 : %)

区分	6年度	5年度	判断基準	
			早期健全化基準	財政再生基準
実質公債費比率	3.4	4.0	25.0	35.0

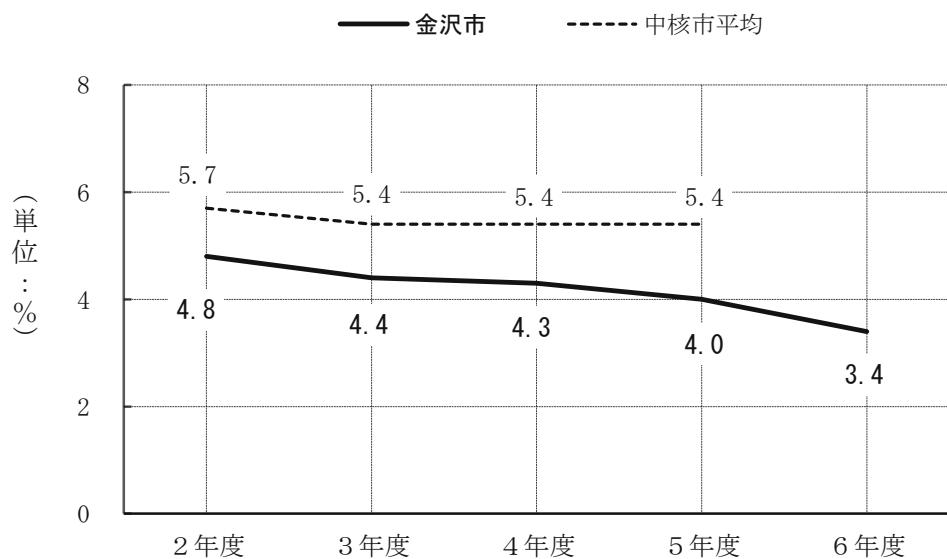
本年度決算における実質公債費比率は3.4% (前年度比0.6ポイント減) であり、引き続き早期健全化基準の25.0%を下回っているほか、市債発行に許可が必要な18.0%も下回っている。

なお、実質公債費比率の算定内訳は、次のとおりである。

(単位:千円・%)

区分	3年度	4年度	5年度	6年度
一般会計等の地方債元利償還金(A) (繰上償還額を除く)	20,785,086	18,726,294	18,432,846	17,079,510
準元利償還金(B)	5,391,008	6,496,717	5,739,191	5,883,075
公営企業債等の元利償還に充てた 一般会計等からの繰出金	5,282,448	6,303,657	5,546,131	5,571,015
債務負担行為に基づく支出のうち 公債費に準ずるもの	108,560	193,060	193,060	312,060
組合等が起こした地方債の償還 に充てた一般会計等の負担額	-	-	-	-
元利償還金・準元利償還金に 充てられた特定財源(C)	7,139,749	5,770,154	5,533,689	5,957,787
うち都市計画税	5,503,959	5,505,713	5,300,780	5,783,822
元利償還金・準元利償還金に係る基準 財政需要額算入額(D)	15,425,745	15,705,495	15,025,483	14,839,018
(A)+(B)-(C)-(D)	3,610,600	3,747,362	3,612,865	2,165,780
標準財政規模(E)	106,088,944	104,780,838	106,112,588	108,543,575
(E)-(D)	90,663,199	89,075,343	91,087,105	93,704,557
実質公債費比率(単年度) (A)+(B)-(C)-(D)/(E)-(D)×100	① 3.98243	② 4.20696	③ 3.96638	④ 2.31129
実質公債費比率(3か年平均)			(①+②+③)/3 4.0	(②+③+④)/3 3.4

ウ 実質公債費比率の推移は、次のとおりである。



#### (4) 将来負担比率

将来負担比率は、標準的な一般財源の規模に対し一般会計等が将来負担すべき実質的な負債に係る一般財源の比率であり、いわば一般会計等が背負っている諸債務のストックが標準的な一般財源収入の何年分に相当するかを示す趣旨の指標である。

この比率が早期健全化基準である350.0%以上となった場合は、財政健全化計画の策定等が義務づけられている。

なお、この指標においては、一般会計等に係る地方債残高や公営企業など一般会計等以外の会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰出金のほか、損失補償契約に基づき見込まれる負担額等が対象となる。

##### ア 将来負担比率の算定方法

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額(A)} - \text{充当可能財源等(B)}}{\text{標準財政規模(C)} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)}}$$

##### イ 各年度決算における将来負担比率

(単位 : %)

区分	6年度	5年度	判断基準	
			早期健全化基準	財政再生基準
将来負担比率	20.7	20.2	350.0	

本年度決算における将来負担比率は20.7% (前年度比0.5ポイント増) であり、債務負担支出予定額の増により将来負担額の減少幅が小さくなつたことなどから前年度に比べ上昇しているが、引き続き早期健全化基準を下回つてゐる。

なお、本年度決算における一般会計等に係る地方債残高や公営企業債等繰出見込額などの将来負担額(2,936億5,394万1千円)から充当可能財源(2,742億573万5千円)を差

し引いた額は、194億4,820万6千円となっている。

なお、将来負担比率の算定内訳は、次のとおりである。

(単位:千円・%・ポイント)

区分	6年度	5年度	増減	
			金額等	比率
将来負担額(A)	293,653,941	294,011,850	△ 357,909	△ 0.1
充当可能な財源等(B)	274,205,735	275,560,365	△ 1,354,630	△ 0.5
(A) - (B)	19,448,206	18,451,485	996,721	5.4
標準財政規模(C)	108,543,575	106,112,588	2,430,987	2.3
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)	14,839,018	15,025,483	△ 186,465	△ 1.2
(C) - (D)	93,704,557	91,087,105	2,617,452	2.9
将来負担比率 ((A) - (B)) / ((C) - (D)) × 100	20.7	20.2	0.5	-

(ア) 将来負担額(A)の内容

(単位:千円・%)

区分	6年度	5年度	増減	
			金額	比率
将来負担額(A)	293,653,941	294,011,850	△ 357,909	△ 0.1
①一般会計等の地方債現在高	207,973,510	212,044,188	△ 4,070,678	△ 1.9
②債務負担行為に基づく支出予定額	6,378,179	2,847,739	3,530,440	124.0
③公営企業債等元金償還に充てる一般会計等の繰出見込額	61,980,807	62,086,398	△ 105,591	△ 0.2
④退職手当支給予定額の一般会計等の負担見込額	17,321,445	17,033,525	287,920	1.7
⑤設立法人等の負債額等に係る一般会計等の負担見込額	-	-	-	-
⑥組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等の負担見込額	-	-	-	-
⑦組合等の地方債の償還に係る一般会計等の負担見込額	-	-	-	-
⑧連結実質赤字額	-	-	-	-

なお、令和6年度における将来負担額の算定の内訳は、次のとおりである。

(単位：千円)

区分	将来負担額			
	① 一般会計等の 地方債現在高	② 債務負担行為 に基づく 支出予定額	③ 公営企業債等 元金償還に充 てる一般会計等 の繰出見込額	④ 退職手当支給 予定額の一般 会計等の負担 見込額
一般会計	206,975,618	-	-	17,321,445
一般会計等に属する特別会計				
公共用地先行取得事業費	895,624	-	-	-
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	102,268	-	-	-
一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計				
市営地方競馬事業費	-	-	-	-
駐車場事業費	-	-	1,973	-
国民健康保険費	-	-	-	-
後期高齢者医療費	-	-	-	-
介護保険費	-	-	-	-
公営企業に係る会計				
法適用	水道事業	-	3,538,878	-
	工業用水道事業	-	4,579	-
	病院事業	-	1,463,323	-
	中央卸売市場事業	-	279,919	-
	下水道事業	-	56,691,570	-
	公設花き地方卸売市場事業	-	-	-
法非適用	市街地再開発事業費	-	565	-
	住宅団地建設事業費	-	-	-
一部事務組合、広域連合				
	石川県市町村消防賞じゅつ金組合	-	-	-
	石川県後期高齢者医療広域連合	-	-	-
地方公社、第三セクター等				
(一財)石川県県民ふれあい公社	-	500,000	-	-
石川県電気工事工業組合	-	325,679	-	-
(同)北陸グリーンボンド1号事業	-	591,500	-	-
金沢市道路公園灯メンテナンス(同)	-	1,071,000	-	-
金沢市設備管理(同)	-	3,890,000	-	-
計	207,973,510	6,378,179	61,980,807	17,321,445
合計(①+②+③+④)	293,653,941			

- (注) 1 債務負担行為に基づく支出予定額は、香林坊地下駐車場借入償還費補助、防犯灯LED化事業費、公共施設照明LED化事業費及び公共施設等照明LED化事業費である。  
 2 退職手当支給予定額の一般会計等の負担見込額は、職員全員が自己都合で令和6年度末に退職すると仮定した場合に一般会計が実質的に負担すると見込まれる額である。

(イ) 充当可能財源等(B)の内容

(単位:千円・%)

区分	6年度	5年度	増減	
			金額	比率
充 当 可 能 財 源 等 (B)	274,205,735	275,560,365	△ 1,354,630	△ 0.5
充 当 可 能 基 金 額 ①	47,437,979	41,883,605	5,554,374	13.3
特 定 財 源 見 込 額 ②	60,680,890	59,389,313	1,291,577	2.2
うち都市計画税	58,194,678	56,712,482	1,482,196	2.6
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	166,086,866	174,287,447	△ 8,200,581	△ 4.7

(注) 1 充当可能基金額とは、地方債の償還に充当が可能な基金の額である。

2 特定財源見込額とは、地方債の償還に充当が可能な特定の歳入の見込額である。

3 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額とは、将来発生する地方債元金償還や準元金償還に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額である。

a 充当可能基金額①の内訳

(単位:千円・%)

区分	6年度	5年度	増減	
			金額	比率
金沢市民共済生活協同組合貸付引当基金	116,234	115,823	411	0.4
金沢市財政調整基金	7,385,819	6,363,283	1,022,536	16.1
減債基金	3,812,748	3,112,311	700,437	22.5
金沢市まちづくり事業基金	2,118,568	2,111,097	7,471	0.4
金沢市営地方競馬事業益金積立基金	722,724	699,968	22,756	3.3
金沢市育英会奨学基金	248,994	230,372	18,622	8.1
金沢市文化の人づくり基金	2,097,932	2,069,107	28,825	1.4
金沢市福祉活動育成基金	1,745,583	1,608,979	136,604	8.5
美術館美術品購入基金	1,372,962	1,365,130	7,832	0.6
廃棄物処理施設整備積立基金	917,793	774,558	143,235	18.5
青少年育成基金	230,920	230,920	0	0.0
地域コミュニティ活性化基金	621,802	697,970	△ 76,168	△ 10.9
教育福祉施設等再整備積立基金	11,662,441	11,123,047	539,394	4.8
文化スポーツ施設再整備積立基金	6,095,653	3,366,652	2,729,001	81.1
市場病院施設再整備積立基金	8,042,773	8,014,388	28,385	0.4
令和6年能登半島地震復興基金	245,033	-	245,033	-
合 計	47,437,979	41,883,605	5,554,374	13.3

(注) 金額は各年度末における現金預金等の保有高であり、出納整理期間における他会計との積立て及び取崩しを含む。

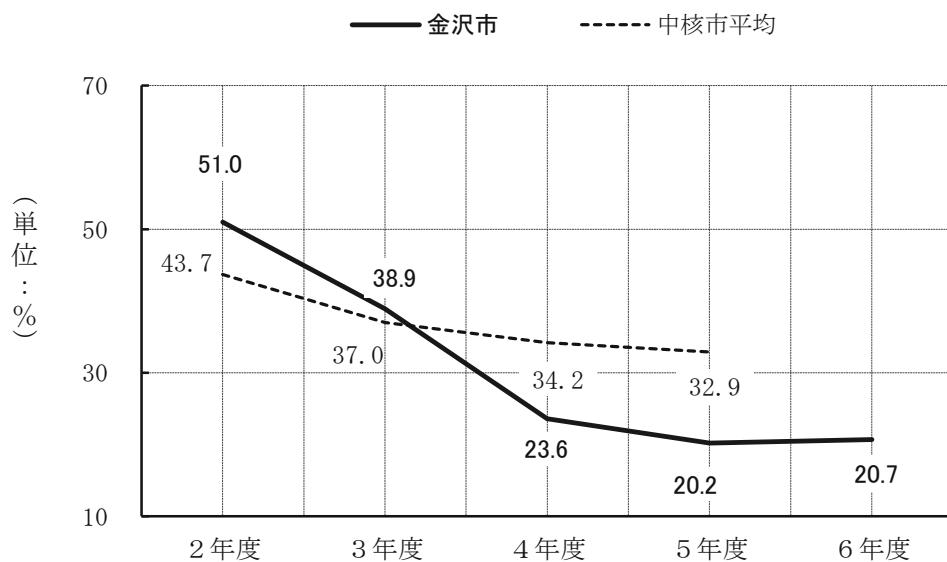
b 特定財源見込額②の内訳

(単位:千円・%)

区分	6年度	5年度	増減	
			金額	比率
国 県 支 出 金	374,137	446,024	△ 71,887	△ 16.1
転 貸 債 に 係 る 貸 付 償 還 金	1,370,752	1,378,158	△ 7,406	△ 0.5
公 営 住 宅 の 使 用 料 等	741,323	852,649	△ 111,326	△ 13.1
都 市 計 画 税	58,194,678	56,712,482	1,482,196	2.6
合 計	60,680,890	59,389,313	1,291,577	2.2

- (注) 1 国県支出金は、北陸新幹線関連側道整備事業債等の償還に際し収入が予定される県補助金である。  
 2 転貸債に係る貸付償還金は、主に自治振興資金貸付事業債の各年度末現在高相当額である。  
 3 公営住宅使用料等は、主に公営住宅建設事業債の各年度末現在高相当額である。  
 4 都市計画税は、都市計画事業債の償還等に充当される都市計画税であり近年の実績を踏まえて算定されている。

ウ 将来負担比率の推移は、次のとおりである。



### 3 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であり、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標である。

この比率が経営健全化基準である20.0%以上となった場合は、経営健全化計画の策定等が義務づけられている。

#### (1) 資金不足比率の算定方法

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額(A)}}{\text{事業の規模(B)}}$$

(注) 1 資金の不足額は、公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債(企業債等を除く)の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。

※ 宅地造成事業を行う企業会計については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

2 事業の規模は、法適用企業については「営業収益の額 - 受託工事収益の額」、法非適用企業については「営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額」により算出する。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額としている。

#### (2) 各年度決算における資金不足比率

(単位：%)

区分	特別会計の 名 称	6年度	5年度	判 斷 基 準
				経営健全化基準
資金不足 比 率	市街地再開発事業費	—	—	20.0
	住宅団地建設事業費	—	—	
	水道事業	—	—	
	工業用水道事業	—	—	
	病院事業	—	—	
	中央卸売市場事業	—	—	
	下水道事業	—	—	
	公設花き地方卸売市場事業	—	—	

本年度決算における資金不足比率は、前年度と同じくいづれの公営企業会計においても生じておらず、経営健全化計画の策定等が求められる基準を下回っている。

なお、資金不足比率の算定内訳は、次のとおりである。

(単位:千円・%・ポイント)

特別会計の名称	区分	6年度	5年度	増減
市街地 再開発事業費	資金の不足額・剩余额(A)	197,186	142,639	54,547
	事業の規模(B)	31,747	24,270	7,477
	資金不足比率 (A) / (B) × 100 = (C)	- (-621.1)	- (-587.7)	- (△ 33.4)
	" (A) " (B)	46,376 27,661	209,742 209,742	△ 163,366 △ 182,081
住宅団地 建設事業費	資金不足比率 " (C)	- (-167.6)	- (-100.0)	- (△ 67.6)
	" (A) " (B)	6,463,236 7,539,867	6,261,579 7,450,441	201,657 89,426
	資金不足比率 " (C)	- (-85.7)	- (-84.0)	- (△ 1.7)
	" (A) " (B)	188,202 12,065	195,329 12,894	△ 7,127 △ 829
工業用水道事業	資金不足比率 " (C)	- (-1,559.9)	- (-1,514.8)	- (△ 45.1)
	" (A) " (B)	2,894,851 5,072,774	5,851,702 4,910,631	△ 2,956,851 162,143
	資金不足比率 " (C)	- (-57.0)	- (-119.1)	- (62.1)
	" (A) " (B)	1,714,373 508,491	1,703,921 501,426	10,452 7,065
中央卸売業 市場事業	資金不足比率 " (C)	- (-337.1)	- (-339.8)	- (2.7)
	" (A) " (B)	2,717,771 9,314,875	2,708,183 9,339,871	9,588 △ 24,996
	資金不足比率 " (C)	- (-29.1)	- (-28.9)	- (△ 0.2)
	" (A) " (B)	332,722 21,986	332,665 22,559	57 △ 573
公設花き地方 卸売市場事業	資金不足比率 " (C)	- (-1,513.3)	- (-1,474.6)	- (△ 38.7)

(注) 資金に剩余额が生じている場合は金額をプラス表示し、不足額が生じている場合は金額を△表示している。

(参考)令和5年度決算に基づく中核市の健全化判断比率の状況

実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率			
1	金沢	-	-	1	高 櫻	△ 2.2	1	福 島	-
1	函 館	-	-	2	寝屋川	△ 1.4	1	郡 山	-
1	旭 川	-	-	3	大 津	△ 0.4	1	いわき	-
1	青 森	-	-	4	八王子	0.0	1	船 橋	-
1	八 戸	-	-	5	吹 田	0.2	1	柏	-
1	盛 岡	-	-	6	柏	1.1	1	八王子	-
1	秋 田	-	-	6	岡 崎	1.1	1	松 本	-
1	山 形	-	-	6	福 山	1.1	1	岐 阜	-
1	福 島	-	-	9	豊 田	1.2	1	岡 崎	-
1	郡 山	-	-	10	枚 方	1.5	1	豊 田	-
1	いわき	-	-	11	郡 山	1.6	1	大 津	-
1	水 戸	-	-	12	豊 中	2.2	1	豊 中	-
1	宇都宮	-	-	13	岐 阜	2.5	1	吹 田	-
1	前 橋	-	-	14	川 口	2.6	1	枚 方	-
1	高 崎	-	-	15	倉 敷	3.0	1	八 尾	-
1	川 越	-	-	16	八 尾	3.1	1	高 櫻	-
1	川 口	-	-	17	福 島	3.5	1	寝屋川	-
1	越 谷	-	-	17	一 宮	3.5	1	東 大阪	-
1	船 橋	-	-	17	姫 路	3.5	1	西 宮	-
1	柏	-	-	17	久 留 米	3.5	1	倉 敷	-
1	八王子	-	-	21	松 本	3.6	1	福 山	-
1	横須賀	-	-	22	船 橋	3.7	1	佐 世 保	-
1	富 山	-	-	23	宇都宮	3.9	23	越 谷	0.4
1	福 井	-	-	24	金 沢	4.0	24	尼 崎	2.8
1	甲 府	-	-	25	高 崎	4.2	25	久 留 米	3.8
1	長 野	-	-	26	明 石	4.3	26	川 口	9.3
1	松 本	-	-	27	西 宮	4.7	27	姫 路	9.6
1	岐 阜	-	-	27	鹿 児 島	4.7	28	一 宮	11.0
1	豊 橋	-	-	29	函 館	5.0	29	甲 府	15.6
1	岡 崎	-	-	30	豊 橋	5.1	30	金 沢	20.2
1	一 宮	-	-	31	長 野	5.2	31	松 本	20.3
1	豊 田	-	-	32	越 谷	5.3	32	長 野	20.6
1	大 津	-	-	33	吳	5.4	33	宮 崎	20.9
1	豊 中	-	-	34	佐 世 保	5.5	34	明 石	21.5
1	吹 田	-	-	35	横 須 賀	5.6	35	横 須 賀	26.0
1	枚 方	-	-	36	東 大阪	5.9	36	豊 橋	27.1
1	八 尾	-	-	36	大 分	5.9	37	鹿 児 島	32.0
1	高 櫻	-	-	38	高 松	6.4	38	高 崎	34.6
1	寝屋川	-	-	39	川 越	6.5	39	吳	34.9
1	東 大阪	-	-	40	宮 崎	7.5	40	函 館	38.9
1	姫 路	-	-	41	山 形	7.8	41	大 分	41.1
1	尼 崎	-	-	41	松 山	7.8	42	那 頄	41.4
1	明 石	-	-	43	いわき	8.0	43	宇都宮	44.1
1	西 宮	-	-	44	尼 崎	8.1	44	下 関	45.3
1	奈 良	-	-	45	前 橋	8.2	45	福 井	47.2
1	和 歌 山	-	-	45	那 頄	8.2	46	川 越	53.4
1	鳥 取	-	-	47	甲 府	8.3	47	前 橋	57.6
1	松 江	-	-	48	秋 田	8.8	48	松 江	63.3
1	倉 敷	-	-	48	富 山	8.8	49	鳥 取	65.0
1	吳	-	-	48	鳥 取	8.8	50	高 松	68.1
1	福 山	-	-	51	旭 川	8.9	51	盛 岡	75.6
1	下 関	-	-	52	八 戸	9.2	52	青 森	79.7
1	高 松	-	-	53	水 戸	9.3	53	奈 良	81.7
1	松 山	-	-	54	和 歌 山	9.5	54	旭 川	82.8
1	高 知	-	-	54	松 江	9.5	55	富 山	84.2
1	久 留 米	-	-	56	奈 良	9.8	56	和 歌 山	84.9
1	長 崎	-	-	57	下 関	9.9	57	八 戸	91.1
1	佐 世 保	-	-	58	盛 岡	10.3	58	山 形	92.5
1	大 分	-	-	59	福 井	10.4	59	長 崎	96.0
1	宮 崎	-	-	59	長 崎	10.4	60	秋 田	112.9
1	鹿 児 島	-	-	61	青 森	11.3	61	水 戸	128.1
1	那 頄	-	-	62	高 知	12.9	62	高 知	153.1
中核市平均		-	-	中核市平均		5.4	中核市平均		32.9
金沢市 (令和 6 年度)		-	-	金沢市 (令和 6 年度)		3.4	金沢市 (令和 6 年度)		20.7